毎週火・金曜日発行



規 則 報

目

次

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則 (三・建 築住宅課)

示

字の区域の設置 (一二六・市町村課) 町及び字の区域並びにその名称の変更 (一二五・市町村課) 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (一二四・税務課) 指名競争入札に参加する者に必要な資格(一二三・税務課)

地籍調査に関する事業計画(一三〇・農山村振興課

環境影響評価書の作成及び環境影響評価書等の縦覧(一二九・環境整備課)

字の区域の変更 (一二七、一二八・市町村課)

地籍調査の成果の認証(一三一・農山村振興課)

入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定 (一三二・農山村振興課)

大規模小売店舗の新設に関し述べた意見 (一三三・商工業振興課)

道路区域の変更(一三五~一三八・道路環境課)

道路の供用開始 (一三四・道路環境課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (一四〇・鹿角建設事務所) 屋外広告物に関する講習の実施(一三九・都市計画課)

共同施行等土地改良事業の施行の認可(北秋田総合農林事務所)

土地改良区の定款変更の認可(山本総合農林事務所

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田総合農林事務所)

県営土地改良事業の換地処分(由利総合農林事務所)

規

則

公布する。 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則をここに

平成十五年二月二十一日

秋田県規則第三号

秋田県知事

寺

田

典

城

十五号)の一部を次のように改正する。 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則(昭和四十九年秋田県規則第二 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則

ľĆ レ、「 第62条の3第4項第11号二 」を「 第62条の3第4項第12号二 」に改める。 十二号二」に、「第六十二条の三第四項第十一号二」を「第六十二条の三第四項第十 を「第三十一条の二第二項第十二号二、第六十二条の三第四項第十二号二」に改める。 「第三十一条の二第二項第十二号二又は第六十二条の三第四項第十二号二」に改める。 |号二」に改め、同条第二項第五号中「確認通知書」を「確認済証」に改める。 様恜第一号中「第31条の2第2項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二」 第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十一号二」を「第三十一条の二第二項第 第一条中「第三十一条の二第二項第十一号二、第六十二条の三第四項第十一号二」 樣式第二号中 第三条中「第三十一条の二第二項第十一号二又は第六十二条の三第四項第十一号二」を 「麒します」 則 「第31条の2第2項第11号二 を「腎器し針す」に改める。 第62条の3第4項第11号二 を 第31条の2第2項第12号二 第62条の3第4項第12号二

この規則は、 公布の日から施行する。

告

示

秋田県告示第百二十三号

おり定めたので、 に係る平成十五年度分委託業務の指名競争入札に参加する者に必要な資格等を次のと 条の十一第二項の規定により、県が発注する役務のうち総務部税務課が所管する業務 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七 公示する。 同条第三項において準用する令第百六十七条の五第二項の規定に基

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

委託業務の種類

自動車二税及び軽油引取税に関するデータエントリー

自動車税納税通知書プリント及び圧着業務

指名競争入札に参加する者に必要な資格

当しないこと。 令第百六十七条の十一第一項において準用する令第百六十七条の四の規定に該

1.年間契約実績高の審査(以下「資格審査」という。)を受けてその格付けを得ていること。の審査(以下「資格審査」という。)を受けてその格付けを得ていること。 引き続き一年以上同一の事業を営んでいること及び次に掲げる事項に係る知事

年間契約実績高

3 (2) 従業員数 自己資本額

営業年数 流動比率

資格審査の申請方法

申請に必要な書類(以下「申請書類」 指名競争入札参加資格審查申請書

添付書類

契約実績届 営業経歴書

ア、イのほか、知事が別に定める書類

秋

場所及び問い合わせ先並びに申請書類の提出場所 申請書類の用紙及び申請に係る説明書 (以下「申請説明書」という。) の交付

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県総務部税務課総務班 (電話〇一八 八六〇 一一二一)

(三) 申請書類の提出方法

い場合のみ郵送による提出を認める。 (二に掲げる場所に持参すること。ただし、県内に本社 (本店) 又は支店等がな

申請書類の受付期間

までの午前八時三十分から午後五時まで 規定する県の休日を除き、平成十五年二月二十一日(金)から同年三月六日(木) 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

兀

資格審査による格付け

のいずれかの等級に分類することにより行う。 | この各事項ごとに知事が別に定める評点を合算して得られた点数に応じ、

> B 等級 点数五十点以上八十点未満の者 点数八十点以上の者

指名競争入札参加資格者の決定通知 C 等級 点数五十点未満の者

たときは、その旨を申請者に通知する。 指名競争入札に参加する資格を有する者 (以下「資格者」という。) を決定し

資格の有効期間

資格者の決定をした日から平成十五年五月三十日までとする。

指名競争入札の参加者の指名基準

の等級に格付けされた者のうちから行う。 指名競争入札参加者の指名は、契約予定金額に応じ、A、B及びCのいずれか

することがある。 知事は、四にかかわらず、過去の契約実績、 指名基準の特例

その他の詳細は、 申請説明書による。

現在の受注能力等を勘案して指名

秋田県告示第百二十四号

告示する り、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例 施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第七百条の六の四第三項の規定によ

平成十五年二月二十一日

氏名又は名称 有限会社マルニ商事 代表取締役 二 秋田県知事 田 徹 田

寺

城

主たる事務所又は事業所の所在地 南秋田郡飯田川町飯塚字樋ノ下七十四番地

指定取消年月日 平成十四年十一月三十日

主たる事務所又は事業所の所在地 氏名又は名称 太平商事株式会社 代表取締役 石 田

秋田市卸町三丁目六番二号

指定取消年月日 平成十四年十二月二十日

氏名又は名称 株式会社ディー・イー・エヌ 代表取締役 大 友 ます子

指定取消年月日 平成十四年十二月三十一日 主たる事務所又は事業所の所在地

由利郡大内町岩谷麓字西田表七十七番地

秋田県告示第百二十五号

次

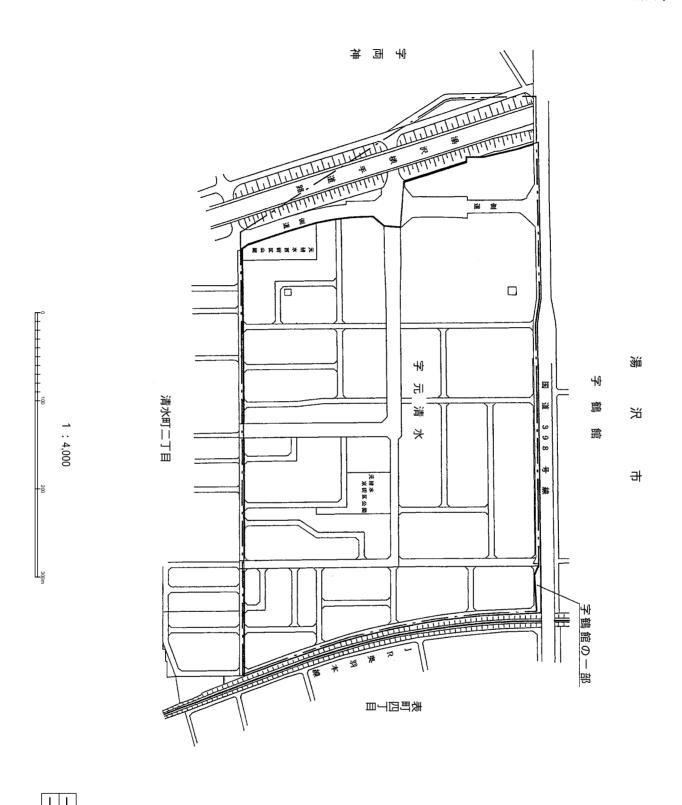
更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。沢市の区域内の別図一に示す町及び字の区域並びにその名称を別図二に示すとおり変地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、湯 右の変更の処分は、平成十五年四月一日から効力を生ずるものとする。

平成十五年二月二十一日

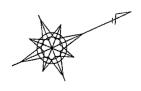
秋田県知事

寺 田 典 城

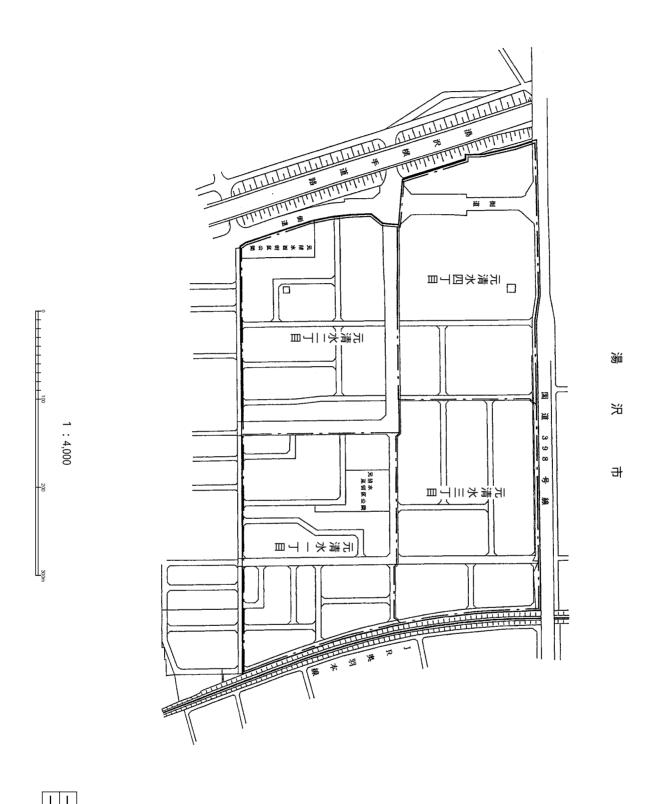
別図(一)



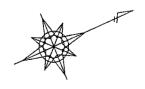
İ		
旧町(字)界	実施区域	凡例



別図(二)



新町(字	実施区	Л
) 界	∑域	例



字新門田

秋田県告示第百二十六号

利郡仁賀保町の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同町長から届出があっ たので、同条第二項の規定に基づき、告示する。 右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、由

号) 第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地

処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

字新入谷地由利郡仁賀保町樋目野	字新坪石	字名
の三、一〇三の二及びこれらの区域に隣接介の三、一〇三の二及びこれらの区域に隣接介の一部、三四の一部、四七の四、四七の四、四七の六から四七の九まで、四の二の一部、八七の四、八七の五、七の三、十の三、十の三、十の三、十の三、十の三、十の三、十の三、十の三、十の三、十	田利郡仁賀保町樋目野字坪石 田利郡仁賀保町樋目野字坪石 田利郡仁賀保町樋目野字八谷地 三二の一部、三四の一の一部、三五から三九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在ら三九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在ら三九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在ら三九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在の一部、三四の一の一部、三二、三四の七の一部、三四の一の一部、三一、三四の七の一部、三四の一の一部、三十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十	設定
一〇三の二及びこれらの区域に隣接介在する一〇三の二及びこれらの区域に隣接介在する一部、一八の四の一部、一八の五、一八の一部、一八の一部、三四の一の一部、三四の一の一部、三四の一の一部、三四の一の一部、三四の一の一部、一八の一の一部、一八の一の一部、一〇二の一部、八七の四、四七の六から四七の一部、一〇二の一部、八七の四、八七の四、八七の四、八七の四、八七の四、八七の四、八七の四、八七の四	一四の一部、一五の一の一部、一七一四の一部、三四の一の一部、三四の一の一部、三五からの区域に隣接介在といる。 「四の一部、三四の一の一部、三五からのである国有地の全部との一部、三四の一の一部、三五からので域に隣接介在といる。 「四の一の一部、三四の二の一部、一七十四の一の一部、三四の一の一部、三四の二の一部、三四の三の一部、三四の三の一部、三四の一の一部、三六、三十、四の一の一部、一七十四の一の一部、三十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十、二十	域

由利郡仁賀保町樋目野				
由利郡仁賀保町樋目野字坪石	三三の一部===================================	区域に隣接介在する水路である国有地の全部二七の一部、三一の一の一部、三四及びこれらの由利郡仁賀保町樋目野字門田	二の六の一部由利郡仁賀保町樋目野字後田	する水路である国有地の全部の小光の一に隣接

由利郡仁賀保町樋目野字入谷地 由利郡仁賀保町樋目野字門田 の四の一部、 四九、五〇、五二、五四及びこれらの区域に隣接 の各一部、四一、四三、四五、四六、四八の一、 部、一二の一部、一四の一部、一五の一の一部、 の一部、七の一部、九の一の一部、一一の一の 一八の一の一部、一九から二二まで、二三の一、 の一の一部、九の一の一部、一一の一の一部、 介在する道路、水路である国有地の全部 の一部、八七の五の一部及びこれらの区域に隣接 の一部、一八の六の一部、二〇の一部、 介在する道路、 三三の一部、三四の一の一部、三五から三九まで 二三の二、二四、二六、二七の一部、三一の一の |の|の|部、三の|の|部、 |の|の|部、|三の|の|部、|三の|、|三 一、三の一、三の二の一部、四の一部、 の一部、二の一の一部、 |四の|の|部、|六の|の|部 水路である国有地の全部 三の一の一部、 五の一の一部、 四八の二 一八の四 五の

七

由利郡仁賀保町樋目野 由利郡仁賀保町樋目野字館居 由利郡仁賀保町樋目野字後田 由利郡仁賀保町樋目野字中道 路である国有地の全部 接介在する道路、水路である国有地の全部 |の|の|部 一、二の六の一部及びこれらの区域に介在する水 七四の一の一部、七六及びこれらの区域に隣 五六の一の一部、五六の三の一部、 六一から六七まで、六八から七三までの各一 四〇から四二まで、四四から五一まで、 |の||の|部 五の一部、 、五七、五 六 の

字新館居

四〇から四三まで、四六、四七、五一の二及びこ 地の全部 れらの区域に隣接介在する道路、水路である国有 三〇まで、三二、三五、三七、三八、三九の一、 |||の|、|||の||、|四の||、||五、||七から | 七の一、一九、二〇の二、二一の一、二一の二 の一部、七の一部、九の五、一〇、一二、一五

由利郡仁賀保町樋目野字門田

部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路で の一の一部、九の一の一部、一一の一の一部、 ある国有地の全部 |の|の|部、|三の|の|部、|三の四の|部 一四の一の一部、一六の一の一部、一八の一の |の|の|部、三の|の|部、 五の一の一部

由利郡仁賀保町樋目野字坪石

の一部、二の一の一部、三の一の一部、 部、七の一部、九の一の一部、一一の一の 一五の一の一部、一六の二、一六の三、一七 五の

> 字新中道 由利郡仁賀保町樋目野

> > 由利郡仁賀保町樋目野字中道

由利郡仁賀保町樋目野字中道 隣接する道路、 の一の一部、 六の一に隣接する水路である国有地の全部 一八の一の一部及びこれらの区域に 水路である国有地の全部並びに一

隣接する道路、 の一の一部、

水路である国有地の一部 一の二の一部及びこれらの区域に

九〇の二、九一の二、九四の一、九六、九七、九 三、四五、四六、四八、五〇、五二、五五、五六、 〇九の一、一〇九の三、一一〇の一、一一〇の三、 の1、10三の1、10四、10七、10八、1 八の一、九八の二、九九の三、九九の四、一〇一 ら六七まで、六九、七一の一、七二の一、七五の の一部、六の二、三七、四〇、 区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全 八一、八二の一、八七の五、八七の六、九〇の一、 五七の一、五七の二、五八から六三まで、六五か 一二の一、一一七から一二三まで及びこれらの |の|の|部、|の|の|部 一、七六の一、七七の一、七九の一、八〇の一、 四四の二、四四の 五の一部、

由利郡仁賀保町樋目野字館居

路等である国有地の全部 水路等である国有地の全部並びに二に隣接する水 一の一部、七の一部及びこれらの区域に隣接する

由利郡仁賀保町樋目野字門田

地の全部 れらの区域に隣接介在する道路、 までの各一部、 五六の一の一部、 七四の一の一部、 五六の三の一部、 水路である国有 七五の一及びこ 六八から七三

字新堂ノ本 由利郡仁賀保町樋目野 由利郡仁賀保町樋目野字堂ノ本 由利郡仁賀保町樋目野字待居 由利郡仁賀保町樋目野字濁潟 由利郡仁賀保町樋目野字樋口 由利郡仁賀保町樋目野字後田 の一、五八の二から五八の五まで、五九の一、六 の一、五〇、五一、五三、五四、五五の一、五六 二、四五の一、四六の二、四七、四八の一、四九 四の五まで、六〇の三、六〇の四、六四から六六 二の四、四の三、三八の二、五三の二、五六の二、 れらの区域に隣接介在する道路、 ○の一、六○の四、六一の一、六二の一、六三の 七の三、一八の一、一八の四、一九の一、四一の である国有地の全部並びに二九、三六の二、三七 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路 二、四三の六から四三の八まで、四四の二から四 の四、三七の二、三九、四一、四二の二、四三の 五八の一 六八の一、六八の二、七一の一、八二の四及びこ 六五の一、六六の一、六七の一、六七の四、 ある国有地の全部 三四の二、三四の三、三五の三、三六の三、三六 一三の一、一四、一五の一、一六、一七の一、一 一、六四の一、六四の五、六四の六、六四の一〇、 の 三の一、一三の九から一三の一一まで、一六、 七の二及びこれらの区域に隣接介在する道路で 四四に隣接する道路、 水路である国有地の 水路である国有 六八、

字新舞台 字新石動 由利郡仁賀保町樋目野 由利郡仁賀保町樋目野 由利郡仁賀保町樋目野字平田 由利郡仁賀保町樋目野字堂ノ本 由利郡仁賀保町樋目野字舞台 由利郡仁賀保町樋目野字石動 由利郡仁賀保町樋目野字樋口 由利郡仁賀保町樋目野字神田 由利郡仁賀保町樋目野字三十野 ||三に隣接する水路である国有地の全部 二の一部、六七、六八、八〇から八二までの各一 二、九、一〇の一、一〇の三、一一の一、一二の の一部、一四の一の一部、一五の一部、一八、二 有地の一 **妾介圧する水路である国有地の全部並びに五、八八の一、九の一、一一の二及びこれらの区域に隣** 八五の二から八五の四まで、八七の二、八七の三、 隣接介在する道路、水路である国有地の全部 部、八四の一部、八五の一部及びこれらの区域に する道路、 五から四一までの各一部及びこれらの区域に介在 三の一部 水路である国有地の 九六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路 八九の二、八九の三、八九の四の一部、 八から一〇まで、一一の一の地先の水路である国 一、一三、一四、一五の一、一六の一の一部、 の二に隣接する水路である国有地の全部 一、二、三の二、四から七まで、八の一、九の一、 部 五の一の 水路である国有地の全部 一 部 一部、五の二、七の一、七の 九一の二、 Ξ

	字新神田字新神田					字新平田宇新平田	
三六の一、四〇の一、四〇の三、四〇の四、四一由利郡仁賀保町樋目野字神田	の全部の全部、四の一部、四の一部、四の一部、五の三の一部、一三の一部、五の三の一部、五の三、九の一の一部、四の一部、四の一部、五の三の一部、五の三、九田利郡仁賀保町樋目野字平田	二三に隣接する水路である国有地の全部由利郡仁賀保町樋目野字堂ノ本	路である国有地の一部路である国有地の一部並びに九二の一の地先の水外である国有地の一部並びに九二の一の地先の水の九の四の一部及びこの区域に隣接する道路、水由利郡仁賀保町樋目野字神田	する道路、水路である国有地の一部の一部、八五の一部及びこれらの区域に隣接介在の一部、七九、八〇から八二までの各一部、八四一三の一部、一四の一の一部、一五の一部、二二由利郡仁賀保町樋目野字舞台	路である国有地の一部にの二、四一の一、四一の一から四一の三まで、四二の一、四三の一、四三の一、四一の一、四一の一、四一の一、四一の一、四一の一、三九の一、三九の一、四〇の一、四〇	の二、一八から三〇まで、三一の一、三一の二、一三の一部、一四から一六まで、一七の一、一七の一、一七の一部、四の一部、四の一部、五の二の一部、八の一、九由利郡仁賀保町樋目野字平田	一部三九の一、四〇の一の地先の道路である国有地の
		字新立井 由利郡仁賀保町中三地			字新川端	由利郡仁賀保町中三地	
由利郡仁賀保町中三地字立井	る国有地の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路であった。一十二、一七六から一八〇まで、一八三、一八九の一、一六九、一七〇の一、一七二、一十二、一十八八十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	一二三、一二四、一二六、一二八、一二九、一三一十二三の一、一一四の一、一一五の一、一二九、一二十、由利郡仁賀保町中三地字立居地	路である国有地の一部の一の地先の道路、水の一の一及びこの区域に隣接する道路、水路であ由利郡仁賀保町中三地字雷	域に隣接介在する水路である国有地の全部由利郡仁賀保町中三地字森ノ越由利郡仁賀保町中三地字森ノ越	隣接介在する道路、水路である国有地の一部並び五の一、七六の一、七九の二及びこれらの区域に四六の一の一部、五〇の一の一部、七四の四、七四の二、四二の一、四三の一、四四〇二、二八の一、二九の一、三〇、三一、四〇	由利郡仁賀保町中三地字川端の一に隣接する水路である国有地の全部並びに六一在する道路、水路である国有地の全部並びに六一五七の二、五七の一〇及びこれらの区域に隣接介	一、五四の一、五四の四、五五の三、五五の五、四八の二、四九、五〇、五一の一、五二、五三のの一、四一、四一の一、四一、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、四十、

字新立居地 由利郡仁賀保町中三地 由利郡仁賀保町中三地字立居地 ら一〇八まで、一〇九の一、一一〇の一、一一一 の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、 の二、八四の一部、八八の一、九〇の二、九一か ξ 道路、水路である国有地の全部並びに一の一、二、 七から三九まで及びこれらの区域に隣接介在する である国有地の一部 三八から四一まで、四二の一、四二の二、四六の | 〇の二、二〇、二二、二三の一、三五の一、三 の一、一の三、二、三の一部、 Ą 四七の一部、八一の一部、八三の一、八三 | 一六に隣接する水路である国有地の全 三七の一の一部

由利郡仁賀保町中三地字野手添

二七の一の一部、二八、五二の二、五三の二、五 四の二、五四の三、七三及びこれらの区域に隣接 隣接する水路である国有地の全部 する道路、水路である国有地の全部並びに四五に

由利郡仁賀保町中三地字森ノ越

五九の一部、六〇の一の一部、 接する道路、 六二から七〇までの各一部及びこれらの区域に隣 水路である国有地の全部 六一の一の 部

由利郡仁賀保町中三地字八幡堂

接する道路、 三六から四六までの各一部及びこれらの区域に隣 水路である国有地の全部

由利郡仁賀保町中三地字十文字

国有地の全部 部及びこれらの区域に隣接する道路、 六二の一の 部 六三の一の一部、 六四の一の 水路である

> 字新森ノ越 由利郡仁賀保町中三地

の一の地先の水路である国有地の全部 有地の全部並びに字森ノ越五九、六〇の一、六一

由利郡仁賀保町中三地字立井

九二の一部及びこの区域に隣接する水路である国

由利郡仁賀保町中三地字森ノ越

地の全部 らの区域に隣接介在する道路、 の一の一部、 ら五八まで、 の一、一一の一、一三の一、一四の一、二六から 三〇まで、三二から四五まで、四六の一、四七か |の一、四の一、五の一、六の一、七の一、一〇 五九の一部、六〇の一の一部、 六二から七〇までの各一部及びこれ 水路等である国有

由利郡仁賀保町中三地字八幡堂

九の一、一一の一、一二から二〇まで、二一の一 四の一の 部、二八の一部、二九から三五まで、三六から四 る道路、 三までの各一部及びこれらの区域に隣接介在す 水路である国有地の全部 部 五の一、六の一、七の一、八の一、

由利郡仁賀保町中三地字立井

域に隣接する水路である国有地の全部 九一の一、九一の二、九二の一部及びこれらの区

由利郡仁賀保町中三地字川端

四六の一の一部、 有地の全部 これらの区域に隣接介在する道路、 五〇の一の一部 水路である国 六〇の一及び

由利郡仁賀保町中三地字森ノ下

の全部 一及びこれらの区域に隣接する水路である国有地 四、一五、 一八から二〇まで、二八、 É Ξ

字新雷 字新屋敷田 由利郡仁賀保町中三地 由利郡仁賀保町中三地 由利郡仁賀保町中三地字雷 由利郡仁賀保町中三地字久和田 由利郡仁賀保町中三地字森ノ内 由利郡仁賀保町中三地字雷 由利郡仁賀保町中三地字市森 四六から五三までの各一部、 ら二二まで、二三の一の一部、二四の一部、二七 の全部 二一から二八まで、二八の一、二九から三二まで: の一部、六一の一の一部及びこれらの区域に隣接 五から五八までの各一部、五九の二の一部、 域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部 三一から三四までの各一部及びこれらの区域に隣 らの区域に隣接介在する道路、 ら五八までの各一部、五九の一、五九の二の一部 四三の一、四四の一、四五の一、四六から五三ま の一、三九の一、四〇の一、四一の一、四二の一、 三四、三六、三七、三八の一、三八の二及びこれ 三二、三三から三五までの各一部及びこれらの区 |、||の|、||の||、||の|、||○の|、|||、 接介在する道路、 六〇の一部、 での各一部、五四の一の一部、五四の二、五五か 三四の一、三五の一、三六の一、三七の一、三八 らの区域に隣接する道路である国有地の全部 一の一、二の一、三の一、四から九まで、一二か 一、二五の一、三一の一、三三の一、三三の一、 一、二の一、三の一、四から九まで、一〇の一、 一の一、一二から一七まで、一八の一、一九の 部、二八の一部、三〇の一、三〇の二の一部 六 の 水路である国有地の全部 一の一部 五四の一の 水路である国有地 六二の一及びこれ 一部 五

由利郡仁賀保町中三地 字新森ノ内

由利郡仁賀保町中三地字森ノ内

四七の一、四九の一、五〇の一、五二の一、五 の一部、三〇の二の一部、三一の一部、三二の一 二三の一の一部、二四の一部、二七の一部、二八 部、三七の一の一部、三八から四二まで、四六、 二の二、五三の一、五四の一、五四の二、五五の 一、五六の一、五七の一、六一の一の一部、六六

の一部、六七、六八の二、六八の三及びこれらの

区域に隣接介在する道路、

水路である国有地の

由利郡仁賀保町中三地字久和田

三三から三五までの各一部、六二の一、六二の三 六三の三及びこれらの区域に隣接介在する水路で

する水路である国有地の全部

由利郡仁賀保町中三地字森ノ内

三七の一の一部、六一の一の一部、 三の一、六四、六五、六六の一部、 三二から三四までの各一部、三五の一、三六の 部、七七の一、七八の一及びこれらの区域に隣接 介在する道路、 水路である国有地の全部 七六の一の一 六二の一、六

由利郡仁賀保町中三地字屋敷田

三一の一、三一の二、三三から四〇まで、四一の 国有地の全部 びこれらの区域に隣接介在する道路、 の一、二二の一、二三の一、二四の一、二五の一、 一、四二の一、四三の一、四七の一、五〇の一及 二六の一、二七の一、二八の一、二九の一、三〇、 一六の一、一七の一、一七の三、二〇の一、二一 |の|、||の|、||の|、四の|、五の|、六の 一、一二の一、一三の一、一四の一、一五の一、 一、七の一、八の一、九の一、一〇の一、一一の 水路である

17,00,10 27	121H(N	4 FE I											<i>></i> 1\					rix						יינא	0-5
			字新伸ノ田田利郡仁賀保町中三地																	字新千刈	由利郡仁賀保町中三地				
一五まで、一六の一、一七の一、一八の一、一九六、七の一、八の一、九の一、九の二、一〇から由利郡仁賀保町中三地字神ノ田	らの区域に隣接介在する水路である国有地の全部二三から二七まで、二八の一、二八の三及びこれ	の一、一九の一、二一の一、二三の一、二三の二、	一六の一、一六の八、一七の一、一七の五、一八一日利郡仁賀保町馬場字小豆田		一四の二、一六の二、一六の三由利郡仁賀保町中三地字三日市		地の全部	らの区域に隣接介在する道路、水路等である国有	七の一、一五〇、一五三から一五五まで及びこれ		六三の一、六四の一、六五の一、六五の二、九七、	の三、六一の一、六一の三、六二の一、六二の三、	五八の三、五九の一、五九の三、六〇の一、六〇	の一、五六の四、五七の一、五七の三、五八の一、	六の二、二七の一、二七の二、二八、二九、五六	一四の一、二〇の二、二四、二五、二六の一、二	由利郡仁賀保町中三地字千刈	域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部	の一の一部、七九の一、八〇の一及びこれらの区	七二の一、七三の一、七四の一、七五の一、七六	由利郡仁賀保町中三地字森ノ内		三に隣接する水路である国有地の全部由禾君仁賀倪町中三地字三日市		である国有地の全部がに六二の二に隣接する水路
																字新丸ノ内	由利郡仁賀保町中三地								
水路である国有地の全部のの一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、五九の一、五九の二、六〇から六三まで、六四ののでは、五九の一、五九の一、五十の一、五十の一、五十の一、五十の一、五十の一、五十の一、五十の一	つか一、五一の一、五二の一、五三から五八まで、の一、四六の一、四七の一、四八の一、四九、五三三の一部、三四から四二まで、四三の一、四四	の一、一七の一、一八から三一まで、三二の一部、	-	一の一の一部、二の一、三から五まで、六の一、	由利郡仁賀保町中三地字丸ノ内	水路である国有地の全部	二、一四四及びこれらの区域に隣接介在する道路	の一、九〇の一、九四、九八、九九の一、九九の	から七一まで、八六の一、八七、八八の一、八九	五三の一、五四の一、六六の一、六七の二、六九	の一、四九の一、五〇の一、五一の一、五二の一、	四四の一、四五の一、四六の一、四七の一、四八	九まで、四〇の一、四一の一、四二、四三の一、	一、一二の一、一三の一、三〇の一、三一から三	一、七の一、八の一、九の一、一〇の一、一一の	一の一、二の一、三の一、四の一、五の一、六の	由利郡仁賀保町中三地字千刈	地の全部	一九三まで、一九四の一の地先の道路である国有	接する道路である国有地の全部並びに一八三から	九四の二、一九九、二〇〇及びこれらの区域に隣	一五八の二、一五九の四から一五九の七まで、	由利郡仁賀保町伊勢居地字大下	ある国有地の全部	□□の一及びこれらの区域に隣接介在する水路での一、二○の一、二一の一、二三の一、三三の一、三三の一、三三の一、三三の一、三三の一、

		字新十文字由利郡仁賀保町中三地						字新堰ノ上由利郡仁賀保町中三地			
の一、一三の一、一四、一五の一、一六の一、一二一、八の一、九の一、一〇の一、一の一、六の一、七の二十十分二十分十分十分十分十分十分十分十分十分十分十分十分十分十分十分十分十分	こうこからこう可長で、由利郡仁賀保町中三地字市森	介在する道路、水路である国有地の全部三から四六までの各一部及びこれらの区域に隣接一部、二二、二五から二七まで、二八の一部、四一の七、二の一、三の一、四の一の一部、二一の由利郡仁賀保町中三地字八幡堂	隣接介在する道路、水路である国有地の一部八から五九まで、六○の一部及びこれらの区域に	八の一部、三七の一の一部、三七の二の一部、三五の一部、六、九、一三、一五から二七まで、二	由利郡仁賀保町中三地字堰ノ上	水路である国有地の一部プーの三万でまれている。	スークミをがこれらりで成この様を个目にも重ね、九の三、三六の一、三七から六〇まで、六一の一、	四の一、五の一、六から二八まで、二九の一、二由利郡仁賀保町中三地字久和田	水路である国有地の一部	る国有地の全部並びに四九から五五までの地先の五六から六〇まで、六一の一に隣接する水路であ由利郡仁賀保町中三地字久和田	地の一部四九から六四までの地先の道路、水路である国有由利郡仁賀保町中三地字堰ノ上

字新御園 由利郡仁賀保町中三地 由利郡仁賀保町中三地字十文字 由利郡仁賀保町中三地字立居地 四九から五八までの各一部、五九の一の一部、 八の二の 00 0 七の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道 三の一部、 る国有地の全部 三〇から三四までの各一部、三五の一の一部、 部

四八まで、四九から五八までの各一部、五九の一 びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である の一の一部、六三の一の一部、六四の一の一部及 の一部、六〇の一の一部、六一の一の一部、六二 国有地の全部 七から二八まで、二九の一、二九の二、三〇、三 一、三三の一、三四、三五、三六の一、三七から

由利郡仁賀保町中三地字堰ノ下 四の一の一部、 九の一、一四の一、一五の一、一六の一、一七、 の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の 一八、二一から二八まで、二九の一部及びこれら 四の二の一部、 五の一、六の一、

由利郡仁賀保町樋目野字御園

四の一部、五から一三まで、一五、一六の一、 地の全部 の一部、二二の二の 七から一九までの各一部、二一の一部、二二の一 一部及びこれらの区域に介在する水路である国有 一部、二三から二九までの各

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路であ 六一の一の一部、六二の一の一部、六6での各一部、五九の一の一部、六

二の一部、二四の一の一部、二八の一の一部、二から二〇までの各一部、二一の一の一部、二一の一の一部、二一の 一部、二九の一の一部、二九の二の一部、 四、五、八、一〇から一六まで、一七 Ξ

路

水路である国有地の全部

字新立ノ内 由利郡仁賀保町中三地 由利郡仁賀保町樋目野字御園 由利郡仁賀保町中三地字立居地 由利郡仁賀保町樋目野字三十野 四一の一、四一の二、四二から四五まで、四七の 各一部、三四の二の一部、三五から三七まで、三 に隣接する水路である国有地の 八の一、三八の二、三九の一、三九の二、四〇、 の一部、二二の二の一部、二三から二九までの 七から一九までの各一部、 一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道 水路である国有地の全部 五〇から五九までの各一部、 四八の一部、四九の一の一部、四九の二の _ の 部 六一の一部 — 部

五の一の一部、一一の一の一部及びこれらの区域

ら七六まで、七八、八一の一部、八四の一部、八 五一、五二の一、五三から五九まで、六一から六 部、三〇から三四までの各一部、三五の一の一部 に隣接介在する道路、水路である国有地の全部 五の一、八五の二、八六、八七及びこれらの区域 三まで、六五、六六、六八、七〇、七二、七四か 三七の一の一部、四六の一部、四七の一部、 二八の二の一部、二九の一の一部、二九の二の の二の一部、二四の一の一部、二八の一の一部 七から二〇までの各一部、二一の一の一部 、四八、

由利郡仁賀保町中三地字野手添

である国有地の全部並びに一、四、二七、二九の 七〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路 である国有地の全部 から二九の三まで、 一の二、三の二、二七の一の一部、 六二に隣接する道路、 六九の

> 字新陵森 由利郡仁賀保町中三地

由利郡仁賀保町中三地字堰ノ下

の一部、二九の一部、三〇、三一の一、三一の二、 する道路、 三二の一、三二の二及びこれらの区域に隣接介在 一の一、二の一、三の一、四の一の一部、 水路である国有地の全部 四の一

由利郡仁賀保町中三地字陵森

する道路、水路等である国有地の全部 から九四まで、九六及びこれらの区域に隣接介在 七から七九まで、ハーから八四まで、八六、八八

由利郡仁賀保町中三地字立ノ内

二の五、八の一、三七の二、四〇の二 一の二から一の四まで、二の一から二の三まで

由利郡仁賀保町樋目野字野手添

由利郡仁賀保町樋目野字三十野

から一〇まで、一一の一の一部及びこれらの区域一の二、二、二の一、五の一の一部、五の二、八 に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに の一に隣接する道路、水路である国有地の全部

由利郡仁賀保町樋目野字石動

有地の全部 の一部及びこれらの区域に介在する水路である国 一の一、二の一、二の三、三の一部、 四 五の一

由利郡仁賀保町樋目野字御園

四七の一部で の二の一部(五〇から五九までの各一部、六〇、 四八の 部 四九の一の一部、

六一の一部

六二の一部、六四から七五まで、

七

の一、二五の一、二六の一、二七から四〇まで、 介在する道路、水路である国有地の全部 から九五まで、九六の二、九八の二、九九から一 〇から八二まで、八四、八七から九一まで、九三 から七二まで、七五から七七まで、七九の二、八 から六三まで、六六の一、六六の二、六七、六九 二〇の一、二一の一、二三の一、二三の一、二四 の一、一七の一、一八の一、一九の一、一九の二、 | | の|、| 二の|、| 三の|、| 四の|、| 六 一、四五から四八まで、五〇から五四まで、六〇 | 四九、一五二、一五三及びこれらの区域に隣接 | 三三の二、一三四の一、一三五から一三八まで |四まで、| 二六から||三二まで、||三三の|、 四まで、一一六から一二〇まで、一二二から 一、六の一、七の一、八の一、九の一、一〇の一、 四一、一四五、一四六、一四七の一、一四八、 の一、一の二、二の一、三の一、四の一、五の 一の一から四一の四まで、四二、四三、四四の

由利郡仁賀保町樋目野字石動

二一の一、二二、二四から二六まで、二八、二九

| 六の| の| 部、| 七の|、| 八の|、二〇の|、

三一から三四まで、三五から四一までの各一部、

四二から四四まで及びこれらの区域に介在する道

水路である国有地の全部

由利郡仁賀保町樋目野字御園

三三まで、三四の一、三四の二の一部及びこれら

一から三まで、四の一部、二九の一部、

三〇から

の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の

由利郡仁賀保町中三地字ソリ田

二六の三、二七の一、二七の四、四一の一及びこ 九、二三の四、二四の七、二四の八、二六の一、 れらの区域に隣接する道路、水路である国有地の

由利郡仁賀保町中三地字中ノ庭

| 三三の地先の道路である国有地の全部 水路である国有地の全部並びに一三〇、 一六、一〇三の一、一〇三の二に隣接する道路

由利郡仁賀保町樋目野字三十野

二七の一、二七の三及びこれらの区域に隣接介在 する道路、水路である国有地の全部 |の|の|部 一三、一四の二、二一、二六

由利郡仁賀保町中三地

由利郡仁賀保町中三地字堰ノ上

三六まで、三七の一の一部、三七の二の一部、 隣接介在する道路、水路である国有地の一部 ○の一部、六一から六四まで及びこれらの区域に 一から四まで、五の一部、二八の一部、二九から 六

由利郡仁賀保町中三地字熊野

二の三、六から一二まで、一三の一、一三の二、 二九、三二、三五から四〇まで、四二から四七ま 二六、二七の一、二七の二、二八の一、二八の二、 水路である国有地の一部 で、五三及びこれらの区域に隣接介在する道路、 一四から一九まで、二一、二三の二、二五の二、

由利郡仁賀保町中三地字中ノ堀

する水路である国有地の全部並びに一〇の一九、 **一○の二○、一○の二一及びこれらの区域に隣接** 一三の三に隣接する水路である国有地の全部

由利郡仁賀保町中三地字丸ノ内

|の|の|部、|||の|部、||三の|部、 六四の

由利郡仁賀保町中三地

別15年2月		隹口 <i>)</i> 	化	Щ	ᄶ	4	ŦIX				51440万
			字新中野	由利耶仁賀呆町中三地							字新古屋敷
ここのに、「八〇の」、「八〇の」、「八一の」、「八〇の」、「六三から「六七まで、「七七の」、「六四の」、「六四の」、「五四の」、「五八、「五九、「六一の」、「六	- 三二から - 四三まで、 - 四八から - 石三まで、 - 〇九、 の二、 - 二二、 - 二三、 - 二七、 で、 - 〇三の一、 - 〇四の一、 - 〇五、 - 〇八、 - 〇十章 - プラガジー(二章	いしまで、九〇から九二まで、九六から一〇二まつ三、六九の二、七〇の二、七一の二、六九の二、六八七、五九の一、六一、六六の二、六七の二、六八七、五九の一、六一、六六の二、六七の二、六八七、五九の一、六一、六六の二、六七の二、六八十七、五九の一、六一、六六の二、六七の二、六八十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		一の一の一部、二二の一部、二三の一の一部及び一由利郡仁賀保町中三地字古屋敷	路である国有地の一部三六から四〇まで、四二から四四までの地先の水	由利郡二賀呆叮中三也字熊抒	隣接介在する道路、水路である国有地の全部四六の二、五四、五六、五七及びこれらの区域に ニナの ニテの	二九の一、三七の一、三七の一、三七の一、三七の一、二九の一、二九の二、三〇から三三まで、三四の二三三の一の一部、二四の一、二五から二八まで、	の一、一一の一、一二から二一まで、二二の一部、六の一、七の一、七の二、八の一、九の一、一〇	一の一の一部、二の一、三の一、四の一、五の一、由利郡仁賀保町中三地字古屋敷	国有地の全部国有地の全部
		字新中ノ庭									
二一、二三の一から二三の三まで、二四由利郡仁賀保町中三地字中村	二六に隣接する水路である国有地の全部由利郡仁賀保町中三地字セキハタ	由利郡仁賀保町中三地字陵森 □利郡仁賀保町中三地字陵森	一一の一に隣接する水路である国有地の全部由利郡仁賀保町中三地字神田	びに五一に隣接する水路である国有地の全部	区域こ介玍する道路、水路である国有地の全部並九九の二、一七〇の二、二九三の二及びこれらの由利郡仁賀保町中三地字橋本		五一の二及び四一、四六、四八、五四の一、五四由利郡仁賀保町中三地字堀ノ内	に隣接介在する道路、水路である国有地の全部一六の一、二一八の一、二二七及びこれらの区域	九の一、二一〇の一、二一一から二一五まで、二二〇四の一、二〇五、二〇六、二〇七の一、二〇	七の二、二〇〇の一、二〇一の一、二〇三の一、の二、一九〇から一九二まで、一九七の一、一九	の三まで、一八五、一八六、一八七の一、一八七一一八三の一、一八三の二、一八四の一から一八四の一から一八四の一から一八四の一が三の二、一八二の二、一八二の二、一八二の二、一八二の二、一八二の二、一八二の二、

○まで、一四二から一四四まで、一五三の一部、ら一二六まで、一二八、一三六、一三八から一四

一五八、一六〇、一六四、一六六から一六九まで

七一から一七四まで、一七七、一八四、二〇〇

由利郡仁賀保町中三地字大日堂

の一、四四、四七、四九、五五の一、七四の一部、

七六から八五まで、八七、九〇から九二まで、九

部、一一七、一一八、一一九の一、一二一か九六から一〇五まで、一〇七の一部、一一四

||一から||九までの各一部、||九の一の一部、|

三の二、四の二、一一、一二、一六から二〇まで

五から四〇まで、四一の一部、四二の一部、四三

字新大日堂 由利郡仁賀保町中三地 由利郡仁賀保町中三地字金井森 由利郡仁賀保町中三地字橋本 由利郡仁賀保町中三地字中ノ庭 四の二、一九から二二まで、二三の一、二四の 国有地の全部並びに三二八の一、三二九の一、三 で、一〇八から一一三まで、一一六の一、一二九 三の一、七五の一、七六の一、七七、八八から九 五七、五八の一、六一の一、六三、七一の一、七 〇の一、四〇の三、四一、四五、五一の一、五二、 三〇の二に隣接する水路である国有地の全部 の区域に隣接介在する水路である国有地の全部 の二、一三〇、一三二から一三五まで及びこれら 三二、三三、三六の一、三七の一、三九の一、四 一まで、九二の一、九三の一、九五から一〇一ま 一七の二、三八の二 |の|の|部、|||三の|の|部、|||四の|の 九三の三、三二〇の一部、三二一の一部、 部及びこれらの区域に隣接介在する水路である の一、七の二、一二の二、一三、一四の一、

字新橋本由利郡仁賀保町中三地

在する道路、水路である国有地の全部〇の一部、八五の一部及びこれらの区域に隣接介六六、六七、六九、七〇、七三、七四、七七、八一の一部、二四、二七から三二まで、三四の一部、

由利郡仁賀保町寺田字笹森

二六から三一まで、四〇の一部、由利郡仁賀保町寺田字畑ヶ田

これらの区域に隣接する水路である国有地の全部

四四の一部及び

二三まで、二二六の二及びこれらの区域に隣接介

水路である国有地の全部

二〇一、二一二の一、二一三の一、二一四から二

在する道路、

由利郡仁賀保町中三地字橋本

四まで、一五六から一六五まで、一八四から一九〇の一、八二の一、八三の一、八四の一、八九の一、八五の一、九三の一、九四の一、八六の一、九七の一、一二一から一三二まで、一三四、一三五、一三九、一四一の一、 九四 の一の二の一部、一四三、一四五、一四一の一、 八九の一、 八四の一、 八二の一 、八四の一、 八五の一、 八二の一 、八二の一 、八四の一 、八五の一 、八二の一 、八二の一 、八四の一 、八五の一 、八二の一 、八二の一 、八四の一 、八五の一 、八二の一 、八二の一 、八四から一九

四まで、一九六から二〇一まで、二〇九の一部、

||| 三の|の|部、|||三の||の|部、|||四の

|、||四の||の|部、||五の|、||五の|

の一部、二二九から二三二まで、二三三の一部、

||六三の||部、||六四、||六九、||七一、||七三、

一四五、二四八、二四九、二五三、二五四の一部

由利郡仁賀保町樋目野字神田

域に隣接介在する道路、

水路である国有地の全部

三一五の一の一部、三二四の一部及びこれらの区

一、二九一の二、二九二の一、三一一、三一四、二七四の一部、二八四から二九〇まで、二九一の

17

- 4	新中北 田利郡仁賀保町馬場字 田利郡仁賀保町馬場字		新小豆田 相利郡仁賀保町馬場字 由	# — #	H 7 51	字新神田
国有地の一部二九の一、三一から三四までの地先の水路である由利郡仁賀保町馬場字小豆田	である国有地の全部の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路ーーの一、一六、一九、二〇、二七、三〇、六一由利郡仁賀保町馬場字中北	国有地の全部 「田の一、五九の一、六一の一、六四の一、六六の三、七二の一、九八の一、九九の一、八四の一、八四の一、八二の一、八四の一、八四の一、八二の一、八四の一、八四の一、六八の一、五九の一、五九の一、六一の一、六四の一、六八の一、五八の一、五九の一、六一の一、六四の一、六八の一、五九の一、六八の一、六八の一、六八の一、五八の一、六八の一、六八の一、六八の一、六八の一、六八の一、六八の一、六八の一、六	の一、三一から三四まで、五三の一、五五、五七、一五の一、一五の五、一六の四、一六の九、二九九、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、由利郡仁賀保町馬場字小豆田	域に隣接する道路である国有地の全部三の七、三の八、六の一、七の二及びこれらの区由利郡仁賀保町中三地字神田	隣接する水路である国有地の全部る水路である国有地の全部並びに一の一、二一に一の三から一の五まで及びこれらの区域に隣接す由利郡仁賀保町中三地字新林	隣接する道路、水路である国有地の全部道路、水路である国有地の全部並びに五六の一に五匹の六、五六の二及びこれらの区域に隣接する

				班路森 但到郡仁賀保町寺田字
由利郡仁賀保町寺田字川前	路、水路である国有地の全部として、三二の一部、一九七の一部、一九七の一部、一九九、二〇五、二八〇の一部、一九七の一部、一七九の一部、一十七の一部、一七九の一部、一二四の一部、一二四の一部、二二の一、二四の一部、二三の一、二四の一の一部、二五の一、二六の一、出土の一、二二の一の一部、二五の一、二六の一、二三の一、二二の一の一部、二五の一、二六の一、二三の一、二十の一の一部、二五の一、二十の一の一部、二五の一の一部、二五の一部の一部、二五の一部の一部、二五の一部の一部、二五の一部の一部、二五の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の	一七の一部由利郡仁賀保町畑字前田	水路である国有地の全部二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、二一三の二の一部、二一五の二の一部、二一五の一の一部、七三の一の一部、七三の二、一四一の二の一部、由利郡仁賀保町中三地字橋本	田利郡仁賀保町中三地字姫路森 一、二〇の一、二の一、一八の一、一八の一、一四の一、二三の一、二七、三四から三七まで、四六から八二の四まで、八五から八一まで、八二の一から八二の四まで、八五から八一まで、八二の一から八二の四まで、八二の一部、一〇八まで、一〇九の一部、一〇二の一部、一〇三から一〇八までの一十まで、一八の一部、一二二までの各一部、一二三から一二十までの各一部、一二三から一二十まで、一二十の一部、一三〇から一二十までの各一部、一二三から一二十まで、一二十の一部、一三〇から一二十までの各一部、一二三から一二十まで、一八の一部、一二〇九の一部、一三〇から一二十までの各一部、一二三から一二十まで、一八の一部、一二〇から一二十までの各一部、一二三から一二十まで、一二十の一部、一三〇から一二十までの十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十

新田田利郡仁賀保町寺田字

道路である国有地の全部七の四、八の二及びこれらの区域に隣接介在する

由利郡仁賀保町寺田字石畑

由利郡仁賀保町寺田字大樋戸

域に隣接する道路、水路である国有地の全部四の二、六の二、六の四、六の八及びこれらの区

二の一一、二の一二及びこれらの区域に隣接する

由利郡仁賀保町寺田字土戸手

四の三、四の四、五の二及び五の一に隣接する水由利郡仁賀保町寺田字川原崎水路である国有地の全部

由利郡仁賀保町寺田字川端

一の四、

ー の 五 路である国有地の全部

由利郡仁賀保町寺田字宇津野

由利郡仁賀保町畑字内野

四六の六に隣接する道路、

水路である国有地の全

||三に隣接する水路である国有地の全部

で、同条第二項の規定に基づき、告示する。 北郡協和町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったの地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙秋田県告示第百二十七号

処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五

平成十五年二月二十一日

秋田県知事寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域	
路である国有地の一部一の一部、二の六及びこれらの区域に隣接する水仙北郡協和町中淀川字日暮狐森	日暮仙北郡協和町上淀川字	
5人、 1、から1人まで、一つつから一つこまで、仙北郡協和町上淀川字赤渕		
一〇三の一部、二三九の一部、二五一の一部、二		
五二の一部、二五四、二五五の一部、二五七から		
二六二までの各一部、二六三の一の一部、二六四		
から二六八までの各一部、二六九から二七三まで、		
二七四の一部、二九六の一部、二九七から三〇〇		
まで、三〇一の一部、三〇二から三〇八まで、三		
〇九の一部、三三一の一部、三三二の一部及びこ		
れらの区域に隣接介在する道路、水路である国有		
地の全部		

秋

らの区域に隣接介在する道路である国有地の全部の一部、三六〇から三六六までの各一部及びこれ六八の四の一部、三五九の一の一部、三五九の二仙北郡協和町上淀川字日暮	一部四の一一に隣接する水路である国有地の四の八、四の一一に隣接する水路である国有地の一の一部及びこの区域に隣接する水路である国有仙北郡協和町中淀川字日暮狐森	仙北郡協和町上淀川字野山田 山北郡協和町上淀川字野山田 山北郡協和町上淀川字野山田 山北郡協和町上淀川字野山田
宝部 仙北郡協和町上淀川	地の一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、	する道 四三の一 一三二の 一三二の 二十の一 七八の一

秋田県告示第百二十八号

利郡仁賀保町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったの地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、由 同条第二項の規定に基づき、告示する。

処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。 号) 第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五

平成十五年二月二十一日

変 更 前 の 字 の X 域

> 秋田県知事 寺 田

変更後の字の区域 典 城 由利郡仁賀保町寺田字笹森 由利郡仁賀保町寺田字長瀬町 由利郡仁賀保町寺田字畑ヶ田 由利郡仁賀保町中三地字大日堂 由利郡仁賀保町寺田字寺田 由利郡仁賀保町寺田字畑ヶ田 九 の の全部 七一の一部、七三の一部、七四の一部、一〇七の 四六の一部、 区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全 する道路、水路である国有地の全部 地の全部 全部並びに三三二の一に隣接する水路である国有 の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の の三、三二の一、三二の三、三三の一の一部、三 から二五まで、二六の一部、二七、二八の三、二 四から一六まで、一七の一部、一八の一部、一九 道路、水路である国有地の全部 五五の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する 部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地 五二、一五三の一部及びこれらの区域に隣接介在 一部、一〇八から一一三まで、一一四の一部、一 三の三、二二六、二二七、三二一の二及びこれら 八から一〇まで、一一から一三までの各一部、 _ の 一七の一部、一八の二、一九の一部及びこれらの 一七の一部、 一部、三から五まで、六の一部、 部、三〇の一、三〇の三、三一の一、三一 四九の九の 一九の一部、 部 四〇の一部 五 七の一部 五三の三、 四四の一 寺田 笹森 由利郡仁賀保町寺田字 由利郡仁賀保町寺田字

由利郡仁賀保町中三地字橋本

二〇九の一部、二一三の一の一部、二一三の二の

部、二三三の一部、二五四の一部、二六三の一

部、二七四の一部、三一五の一の一部、三一六の

一、三一七の一、三一八の一、三一九の一、三二

る国有地の一部

由利郡仁賀保町中三地字姫路森

区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全 ||三の一の一部、||三|四の一の一部及びこれらの 〇の一部、三二一の一部、三二二の一の一部、

部、一〇九の一部、一一〇、一一一の一部、一一 九七から九九までの各一部、一〇一、一〇一

八の一部、一一八の一、一一九、一二〇から二

二までの各一部、一二九の一部、一三四、一三五

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路であ

由利郡仁賀保町寺田字谷地端

の全部 地の全部並びに一一に隣接する道路である国有地 四一から一四三までの各一部、一七三の一部、二 れらの区域に隣接介在する道路、水路である国有 ○○の一部、二○二の一部、二一○の一部及びこ | 二七の一部、| 三六の一部、| 三七の一部、

由利郡仁賀保町中三地字大日堂

二一から二九までの各一部、二九の一の一部、 有地の全部 六〇、七一の一部、七三の一部、七四の一部及び ○から三四まで、四一の一部、四二の一部、五九、 これらの区域に隣接介在する道路、水路である国

> 長瀬町 由利郡仁賀保町寺田字

由利郡仁賀保町寺田字長瀬町

らの区域に隣接する水路である国有地の全部

一から三までの各一部、一二の一の一部及びこれ

由利郡仁賀保町寺田字舞台

三の一部、一五一の一部、一五二の一部、一五三、 一五四から一六二までの各一部、二六七、三一一、 一四九の二の一部、一五〇の一の一部、一五〇の

路である国有地の全部並びに一五〇の二に隣接す

三二三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水

る水路である国有地の全部

由利郡仁賀保町寺田字寺田 一三の九

由利郡仁賀保町寺田字宇津野

隣接する道路である国有地の全部 一六の二、一六の三、一六の四の 部及び七七に

由利郡仁賀保町寺田字打野

由利郡仁賀保町畑字前田 一七の一部

由利郡仁賀保町畑字杉田 の一部、一七〇の一部、一七一の一部、一七三の 七の一部、一〇九の一部、一二四の一部、一六九 部、一〇二の一部、一〇三から一〇六まで、一〇 |部、|||の|部 七三から七八まで、九三から九六まで、九七の 一部、一七五から一七八までの各一部、一八一の

由利郡仁賀保町畑字打野 五七の一部及びこれらの区域に隣接する道路、

水

路である国有地の全部

由利郡仁賀保町寺田字

野 由 利郡 仁質保町畑字内	田利郡仁賀保町無字町田 田利郡仁賀保町畑字町田 田利郡仁賀保町畑字福田 四一の一の一部、三の二の一部、四六の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部 の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部 での各一部、三七、三八の一の一部、三九の一部 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部 一の三の一部、三の二の一部、三加から三六までの各一部、三の一の一部、三八の一の一部、三九の一部、三九の一部 位階接介在する道路、水路である国有地の全部 に隣接介在する道路、水路である国有地の全部 に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	野田利郡仁賀保町畑字打	田利郡仁賀保町畑字前田 田利郡仁賀保町畑字前田 田利郡仁賀保町畑字前田 田利郡仁賀保町畑字前田 田利郡仁賀保町畑字前田 田利郡仁賀保町畑字前田 田利郡仁賀保町畑字前田 田利郡仁賀保町畑字前田 一〇、一一の一部、一二の一部、一四の一部、一一の一の一部、二二の一の一部、一二の一部、一八五から一十一までの各一部、一上元の一部、一四九、一五〇の一の一部、一二の一部、一一の一の一部、二二の一の一部、二二の一の一部、二二の一の一部、二二の一の一部、二二の一の一部、二二の一の一部、二二の一の一部、四九の一部、二二の一部、二四の一部、二二の一部、二四の一部、二二の一部、二二の一部、二四の一部、二二の一部、二二の一部、二二の一部、四九の一部、二二の一部、二二の一部、二二の一部、二二の一部、二二の一部、四二、四二の一部、四三の一部、一回の一回の一部、一回の一回の一部、一回の一回の一回の一回の一回の一回の一回の一回の一回の一回の一回の一回の一回の一
田利郡仁賀保町畑字杉	の四字の記している。		この各一部、一〇五から一三〇まで、一六一の子、一二二の一部、一三八から一四〇までの各一部、一三二の一部、一三八から一四〇までの各までの各一部、一〇五から一三〇まで、一三一のまでの各一部、一〇五から一三〇まで、一三一の
	に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	_	五七の一部、七四、九四の一部、九八から一〇四

由利郡仁賀保町畑字宮嶋 区域に隣接する道路、水路である国有地の全部 から一九の三まで、二〇及びこれらの区域に隣接 五の二に隣接する道路である国有地の全部 介在する道路、水路である国有地の全部並びに三 |の|、|の|、|の|、|の|、|の|、|の 四の一、四の二、五の一の一部、 九三の一部、九四から九七まで及びこれらの 五の二の一 敷田 由利郡仁賀保町畑字屋

秋田県告示第百二十九号

づき、次のとおり公告し、当該評価書及び当該評価書の要約書を縦覧に供する。 影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、同法第二十七条の規定に基 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二十一条第二項の規定により、環境

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

対象事業の名称、種類及び規模

主たる事務所の所在地 秋田市山王四丁目一番一号

代表者の氏名 名称 秋田県

秋田県知事 寺

田

典

名 称 秋田県環境保全センター D区処分場整備事業

第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)

する産業廃棄物の最終処分場の設置

Ξ 規模 (埋立処分の用に供される場所の面積) 約三十・二ヘクタール

対象事業が実施されるべき区域

仙北郡協和町上淀川字雨池沢地内

兀 関係地域の範囲

河辺郡河辺町及び雄和町並びに仙北郡協和町

五 評価書及び当該評価書の要約書の縦覧の場所、 期間及び時間

縦覧場所

(2)(1 仙北郡協和町上淀川字雨池沢四十五番地(秋田県環境保全センター 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県生活環境文化部環境整備課

> 河辺郡雄和町妙法字上大部四十八番地一 仙北郡協和町境字野田四番地 河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎三十八番地二 河辺町町民生活課 協和町生活環境課 雄和町町民生活課

県の休日を除く。) の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する 縦覧期間 平成十五年二月二十一日から同年三月二十日まで (ただし、秋田県

縦覧期間 午前八時三十分から午後五時まで

秋田県告示第百三十号

とおり平成十四年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、 同条第五項の規定に基 次の

づき公示する。 平成十五年二月二十一日

(-)調査を行う者の名称

秋田県知事

寺

田

典

城

雄勝町

(=)調査地域

変更前雄勝郡雄勝町上院内字釜ノ上ほか一二字

変更後雄勝郡雄勝町上院内字釜ノ上ほか二一字

(三) 調査期間

平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日

秋田県告示第百三十一号

おり地籍調査の成果を認証したので、 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 同条第四項の規定に基づき、 公告する。

平成十五年二月二十一日

調査を行った者の名称

秋田県知事

寺

田

典

城

 (\Box) 成果の名称

男鹿市

男鹿市の地籍図及び地籍簿

(三) 測量及び調査を行った地域

男鹿市大字船川港南平沢の一部

(四) 実施年度及び認証面積

平成十四年度

23

実施年度及び認証面積

(五) (四) (五) (五) (四) (三) (三) 昭和町 調査を行った者の名称 平成十五年二月十四日 認証年月日 認証年月日 平成十四年度 測量及び調査を行った地域 成果の名称 調査を行った者の名称 平成十五年二月十四日 認証年月日 平成十三年度及び平成十四年度 実施年度及び認証面積 測量及び調査を行った地域 北秋田郡鷹巣町の地籍図及び地籍簿 成果の名称 〇・二〇平方キロメートル 実施年度及び認証面積 南秋田郡昭和町大字乱橋、 南秋田郡昭和町の地籍図及び地籍簿 北秋田郡鷹巣町大字綴子の一部 鷹巣町 二・三七平方キロメートル

八丁目の各一部

〇・三一平方キロメートル

調査を行った者の名称 平成十五年二月十四日

四(一) 成果の名称 鳥海町

測量及び調査を行った地域 由利郡鳥海町大字中直根、百宅の各 由利郡鳥海町の地籍図及び地籍簿

部

(五) (四) 平成十三年度及び平成十四年度 認証年月日 九・一六平方キロメートル

四三

縦覧場所 縦覧期間 縦覧に供する書類の名称

平成十五年二月二十四日から同年三月二十六日まで

農林水産部農山村振興課及び由利総合農林事務所林務課及び東由利町

申請年月日

平成十五年二月十四日

羽後町 調査を行った者の名称

測量及び調査を行った地域 雄勝郡羽後町の地籍図及び地籍簿 成果の名称

(四) (五) 平成十三年度及び平成十四年度 実施年度及び認証面積 認証年月日 一・三三平方キロメートル

雄勝郡羽後町大字郡山、大久保の各一部

秋田県告示第百三十二号 平成十五年二月十四日

の規定に基づき、 小野忠からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項 十六号)第六条第一項の規定により、東由利町高戸屋下小屋入会林野整備組合代表者 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 (昭和四十一年法律第百二 平成十五年二月二十一日 公告し、次のとおり縦覧に供する。

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十五年一月二十四日 東由利町高戸屋下小屋入会林野整備計画書の写し

調査を行った者の名称 平成十五年二月十四日

五 (一) 協和町

成果の名称

(三) 測量及び調査を行った地域

(四) 平成十三年度及び平成十四年度 実施年度及び認証面積

(五) 認証年月日 三・八三平方キロメートル

仙北郡協和町の地籍図及び地籍簿 仙北郡協和町大字荒川の一部

Ξ

規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ 秋田県告示第百三十三号 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により、大

を縦覧に供する。

いての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類

平成十五年二月二十一日

大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田県知事

寺 田 典

城

薬王堂横手店

横手市横手町字ーノ口五十一番地

県の意見 意見なし

平成十五年二月十二日 意見を述べた日

関係書類の縦覧場所及び期間 縦覧場所

兀

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

縦覧期間

道路の種類

旧

新別

路

線

名

X

間

敷地の幅員(メートル)

延長 (キロメートル)

般 玉

道

旧

三百四十一号

鹿角市八幡平字長嶺四一番七から字鯮沢一六番九地先まで

"

四・00~四四・00

〇・八六〇

八・〇〇~三五・〇〇

〇・八六〇

新

三百四十一号

道路の区域

平成十五年二月二十一日から同年三月二十四日まで

秋田県告示第百三十四号

り道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、

次のとお

平成十五年二月二十一日

秋田県知事

寺

田

典

城

供用開始の区間

道路の種類 般 玉 道 二百八十二号 路 線 名 間一二〇番地先まで 鹿角市花輪字六月田九一番地先から字扇ノ X 間

供用開始の期日
平成十五年二月二十一日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場 所 建設交通部道路環境課

平成十五年二月二十一日から同年三月六日まで

り道路の区域を変更する。

秋田県告示第百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 次のとお

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場 所 建設交通部道路環境課

(=)(-)期間 平成十五年二月二十一日から同年三月六日まで

秋田県告示第百三十六号

り道路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

二・六〇九

 $0\cdot|\text{IIIO}$

O・O八 |

〇· 三 四 二・六〇九

二・七〇二

延長 (キロメートル)

道路の区域

平成十五年二月二十一日

			Ę				道路	二 道路の区域を表示し 当路の区域を表示し 場所 建設交通部 平成十五年	肾		道路	
			ĭ	道			道路の種類	道路の区域 場所 建設 県告示第百二	道	<u> </u>	道路の種類	
		亲	新		II	∃	旧 新 別	道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間がいるでは、	新	旧	旧 新 別	
		/ <u>/</u> - -	小 竜 ニソ キ 泉		/	ト竜ニソキ泉	路	月路図 二十境 十一課縦	能代五城目線	能代五城目線	路	
		· · ·	ソ ‡ 泉		い	ソ ‡ 泉	線	日から	城目線	城 目 線	線	
			_	_	_	_	名	阿 場 場 場 場 場 場 場 場 場			名 	
、「山本郡二ツ井町悔内字様の下九二番」地先から字大面」「六番」	D 山本郡二ツ井町梅内字梨岳七四番八から字前田九九番二地先ま	○ 山本郡二ツ井町梅内字石田四○番一一から字石田一番二まで	B 出本郡二ツ井町梅内字不動下四番二地先から字石田四〇番四地	A 二まで 一二番一地先から字大面一一六番 一本郡二ツ井町梅内字様の下九二番一地先から字大面一一六番	B "	A 山本郡二ツ井町梅内字梨岳七四番八から字前田九九番二地先ま	区間	まで	"	能代市扇田字東扇田三五一番地先から三二六番一地先まで	区間	
	六・〇〇~七〇・四〇	八・〇〇~一六・〇〇	九・〇〇~一五・〇〇	00.111.00.4	六・00~七0・四0	1.00~ ≺.00	敷地の幅員 (メートル)	月二十一日 天里する。 	三・五〇~ 五・〇〇	・日〇- ・日〇	敷地の幅員(メートル)	

延長 (キロメートル)

秋田県知事 寺

田

-八条第一項の規定に基づき、次のとお

0.1100

0.1100

秋田県知事 寺

田

典

城

秋田県告示第百三十九号

期間 場 所

平成十五年二月二十一日から同年三月六日まで

講習の日時及び場所

第二日 第一日 日時

平成十五年三月二十五日 (火) 午前九時三十分から午後四時四十五分

平成十五年三月二十四日 (月)午前九時から午後五時まで

秋田市山王四丁目一番一号

秋田県議会棟一階「大会議室」

平成十五年二月二十一日

秋田県知事

寺

田

典

城

次のとお

| 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

建設交通部道路環境課

示する。

施行規則(昭和四十九年秋田県規則第十五号)第二十一条第三項の規定に基づき、告 により、次のとおり屋外広告物に関する講習を実施するので、秋田県屋外広告物条例

秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)第十九条第一項の規定

O· 三 五	五・八〇~二〇・〇〇	"	長岡冬師城内線	新	ļ	
O·二五	三・八〇~ 六・〇〇	由利郡仁賀保町畑字打合野七八番三から字畑野一番二四四まで	長岡冬師城内線	旧		
延長(キロメートル)	敷地の幅員(メートル)	区間	路線名	旧 新 別	道路の種類	秋
					一道路の区域	田
利日男矢事 三、日 史 坎	¥			十八号	秋田県告示第百三十八号	県
日県口事 宇 日 电 城項の規定に基づき、次のと	第百八十号)第十八条第	ま で リ	期間(平成十五年二月二十一日から同年三月六日まで場所)建設交通部道路環境課(選の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間)	平成十五年二月二十一建設交通部道路環境課域を表示した図面を縦	(二) 期間 平成 一) 場所 建設 二 道路の区域を	公
		は、関係図面に表示する敷地の区分を	「B」、「C」及び「D」とは、	Λ	この表において「A」	報
二・六〇九	六・00~七0・四0	山本郡二ツ井町梅内字梨岳七四番八から字前田九九番二地先まで	小滝二ツ井線・	新		
二・六〇九	六・00~10・回0	D 山本郡二ツ井町梅内字梨岳七四番八から字前田九九番二地先ま				
0.1110	八・00~一六・00	○ 山本郡二ツ井町梅内字石田四○番一一から字石田一番二まで			県道	第
0.01	九・〇〇~一五・〇〇	B 出本郡二ツ井町梅内字不動下四番二地先から字石田四〇番四地	ト 竜 二 ソ キ 泉	B		1446号

二 講習会の内容及び時間

屋外広告物に関する法令

屋外広告物の表示の方法に関する事項

三時間

三 受講申込書の交付 屋外広告物の施工に関する事項

期間 平成十五年二月二十一日 (金) から同年三月十二日 (水) まで

鹿角市花輪字六月田一番地

北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の 能代市御指南町一番十号

秋田市山王四丁目一番二号 大曲市上栄町十三番六十二号 本荘市出戸町字水林三百六十六番地

湯沢市千石町二丁目一番十号 横手市旭川一丁目三番四十一号

平鹿建設事務所用地課

仙北建設事務所用地課 由利建設事務所用地課 秋田建設事務所用地課 山本建設事務所用地課

手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。) (郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「申込書請求」と朱書し、八十円切 雄勝建設事務所用地課

Д 受講申込書の受付 期間及び時間

秋

ず「簡易書留」により郵送し、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。 から同年三月十二日 (水) までの午前九時から午後五時まで (郵送の場合は、必 十八号) 第三条に規定する休日をいう。) を除き、平成十五年二月二十一日(金) 日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七

場 所

各建設事務所用地課

五 講習手数料

額 四千円

納付方法受講申込みの際、 秋田県証紙により納付すること。

講習についての問い合わせ先

建設交通部都市計画課 (電話〇一八 八六〇

秋田県告示第百四十号

事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、都市計画

第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年二月二十一日

秋田県知事

寺

田

典

城

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

鹿角都市計画下水道事業鹿角市公共下水道

Ξ 事業施行期間

昭和六十三年十二月六日から平成二十一年三月三十一日まで

四

北秋田建設事務所用地

鹿角建設事務所用地課

収容の部分

いて事業地を変更する。 十和田毛馬内字柏崎、字番屋平、字古下、字押出、字上寄熊及び上陣場地内にお 及び字向畑並びに尾去沢字軽井沢、字新山、字下モ平、字前田及び西道口並びに 後、字六月田、字下夕町、字合丿野、字小坂、字合野、字前田、字囲田、字柳田 字刈又、字上頭無、字馬場、字三日市、字下中島、字牛川原、字上中島、字寺ノ 地、字権現堂、字大橋向、字荒瀬及び字中岱の事業地を加え、秋田県鹿角市花輪 十和田毛馬内字三ノ丸、字柏野及び字嶋ノ越並びに十和田大湯字桂ノ沢、字中谷 字長淵及び字中田並びに十和田岡田字焼山下夕、字勝善岱及び字下モ谷地並びに 業地に、秋田県鹿角市花輪字明堂長根、字福士及び字柴内太田谷地並びに尾去沢 平成十年秋田県告示第百八十七号及び平成十二年秋田県告示第三百七十一号の事 昭和六十三年秋田県告示第七百九十三号、平成六年秋田県告示第二百六十六号

使用の部分

告

公

同法第十条第一項の規定により、大館市川口字長里二百二十四番地斎藤竹嘉ほか十二 の規定に基づき、 水))の施行について、平成十五年二月十四日認可したので、同法第九十五条第四項 人から申請があった土地改良事業 (山田沢地区県単小規模土地改良事業 (かんがい排 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する 公告する。

秋田県知事 寺 田 典

城

平成十五年二月二十一日

兀

下

及び就任の届出)

(原稿誤り)

県山本郡二ツ井町種土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年二月 十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、秋田

平成十五年二月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

同条第十七項の規定に基づき、公告する。 辺郡雄和町相川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、河

平成十五年二月二十一日

河辺郡雄和町相川字銅屋二百七十五番地 退任理事の住所及び氏名

就任理事の住所及び氏名

" " 二百五十七番地 百七十五番地

河辺郡雄和町相川字銅屋百〇六番地

秋田県知事 寺 田 典

城

渡 大 辺 宮 雄 辰 孝 男

秋 伊 元 藤 勝悟

秋田県知事 寺 田 典 城 いて準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月二十一日

したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第十項にお

平成十五年二月十四日県営土地改良事業 (大砂川地区ほ場整備事業) の換地処分を

正

誤

段 行

ページ

正

誤

平成十一年五月十一日 (第千六十号) 掲載の秋田県告示 (土地改良区の役員の退任

から五 | 字畑漆六十四番地

字畑添六十四番地

29

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号発 行 者 秋 田 県

